

※ 本公募は、令和6年度予算政府案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業内容の変更がありうることに御留意ください。

令和6年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）
（農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）のうち農福連携支援事業及び
農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型））
公募要領

第1 はじめに

農山漁村においては、人口の減少・高齢化等により労働力の確保、荒廃農地の発生等の課題が生じています。

農福連携とは、障害者などの農林水産分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組です。

農福連携の取組を積極的に行うことにより、障害者などの雇用・就労による労働力の確保、農地の維持・拡大、荒廃農地の解消や発生防止、地域コミュニティの維持に繋がるものとなります。

このため、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）（農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）のうち農福連携支援事業及び農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型））（以下、「本事業」という。）では、障害者等（本事業においては、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（案）（以下「実施要領案」という。）別記5第1に規定する障害者、高齢者、生活困窮者のことをいう。以下同じ。）の雇用及び就労等を目的とした農林水産物生産技術の習得、作業工程のマニュアル化、移動式トイレの導入、農林水産物生産施設、休憩所、安全衛生施設、ユニバーサル農園の整備等を支援します。

農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）の応募方法及び交付対象となる団体等については、この要領を御覧ください。

また、振興交付金の交付を希望する場合には、この要領のほか、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）並びに実施要領案及び実施要領案別記5を必ず確認していただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

なお、令和6年能登半島地震による影響を考慮し、北陸農政局管内においては、公募期間及び提出期日は別途（※）による対応とします。

公募期間：令和6年2月9日（金）から令和6年2月28日（水）まで

※北陸農政局管内：令和6年2月9日（金）から令和6年7月1日（月）まで

第2 事業内容

この要領により公募を行う事業は次のとおりであり、事業内容、事業実施主体、事業期間、選定要件、交付率及び上限額は別表1に定めるとおりです。

- 1 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）のうち農福連携支援事業（以下「農福連携支援事業」という。）
- 2 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）（以下「整備事業（農福連携型）」という。）

農福連携支援事業と、整備事業（農福連携型）は、原則として、併せて実施するものとします。

ただし、以下の要件を満たす場合にはそれぞれ単独で実施することができます。

ア 農福連携支援事業のみ実施する場合の要件

提案者が農林水産物生産施設等を既に運営している等、提案書に記載された農福連携の取組を行う場所が確保されていること。併せて、第3の(2)のⅡに定める資料を添付すること。

イ 整備事業（農福連携型）のみ実施する場合の要件

提案者が、障害者等の雇用・就労を目的とした農林水産物生産施設を運営している等、既に農福連携に取り組んでおり、かつ、障害者等が生産技術、加工技術等を習得しているため、本事業で新たに整備する施設等においても、その技術が十分に活かされ、農福連携支援事業を実施せずとも、実施要領案別記5の第3の2の(2)により定める目標の達成が見込まれる計画であること。

第3 提案書の作成及び提出等

1 応募に必要な書類

(1) 農山漁村振興交付金事業実施提案書（別添様式）

農山漁村振興交付金事業実施提案書（以下「提案書」という。）には、事業の取組内容や主な経費、実施体制等の具体的な計画や必要事項を記入してください。事業の目標の設定に当たっては、別表2の例を参考にしてください。

なお、交付対象事業費の内容、構成及び積算は、農福連携支援事業については別表3、整備事業（農福連携型）については実施要領案別記5の第8に定めるとおりです。

(2) 提案書に添付する資料

Ⅰ 農福連携支援事業と整備事業（農福連携型）を併せて実施する場合又は、整備事業（農福連携型）のみを実施する場合

提案書には、次のアからシまでの資料を添付してください。

ア 提案者の設立趣意書、定款、規約等

イ 提案者の活動内容の概要が確認できる資料

ウ 提案する事業を連携して実施する団体等がある場合は、その団体等の概要が確認できる資料

エ 提案者の財務状況が確認できる資料（直近3ヵ年の決算書、貸借対照表、損益計算書、預金残高証明書等。設立して間もない提案者については、設立後現在までの期間の事業実績が分かる資料）

オ 提案する事業を主導する代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長及び経理責任者の取組実績並びに事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を有しているか判断するための資料

カ 施設等の整備予定地の現況写真及び位置図、施設平面図等の図面

キ 施設等の整備予定地の所有権、賃借権などの権利を有していることが確認できる資料

ク 施設等の規模及び事業費の決定に係る根拠資料（積算資料）

ケ 施設等の管理規定案又は利用規定案（実施要領別記5の第7を参照）

コ 施設等の整備予定地が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する市町村基本方針、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定する市町村基本計画等において、保全の方針が示されている農地に該当する場合には、当該地域の市町村基本方針又は市町村基本計画等の写し

サ 費用対効果の算定資料

シ 実施要領案別記5第11に規定している施策との関連が分かる資料（地域計画

等)

II 農福連携支援事業のみを実施する場合

I のアからオまでの資料に加えて、以下の資料を添付してください。

整備済の農福連携の取組を行う農林水産物生産施設等の現況写真及び位置図、平面図等の図面、当該施設等の所有権、賃借権等の権利を有していることが確認できる資料

III 事業実施主体が地域協議会の場合

上記の資料に加えて、以下の資料を全て添付してください。

ア 実施要領案別記 5 の第 1 の 1 の要件を満たす地域協議会の設立を確認できる資料（提案書の提出時点で地域協議会が設立されていない場合には、地域協議会を設立するための規約等の案を添付してください。ただしその場合、交付等要綱第 5 に定める農山漁村振興推進計画及び交付等要綱第 6 に定める事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を国に提出する時までに地域協議会を設立する必要があることに留意してください。）

イ 提案者が開催した直近の総会等の資料並びに予算資料及び決算資料

ウ 地域協議会に参加する者の活動内容が確認できる資料

2 応募に当たっての留意事項

(1) 提案書作成に当たっての留意事項

ア 提案書本体は A 4 判 13 ページ以内で記載してください。

※提案書本体とは、別紙提案書の 4～11 を指します。なお、添付書類は枚数から除外します。

イ 13 ページを超えるものは審査の対象外とすることがありますが、表や図、イラスト、写真等については、このページ内において提案書を分かりやすくするため積極的に入れるように工夫してください。

ウ 表や図、イラスト、写真等を除き、提案書本文のフォントサイズは 11 ポイント以上とします。

エ 多数の誤字脱字や解説のない専門用語・略語の多用等により、提案書の内容を正確に理解することが難しいと判断された場合は審査の対象外とすることがあります。

(2) 過去の交付決定の取消

提案者が、提案書及び添付資料（以下「提案書類」という。）の提出から過去 3 年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実を考慮するものとします。

(3) 本事業による取組が以下の事業による取組と内容が重複する場合には、本事業に応募することはできません。（オからケまでの事業は厚生労働省が所管する事業である。）

ア 「農」のある暮らしづくり交付金（「農」のある暮らしづくり整備対策）

イ 都市農業機能発揮対策事業（都市農業機能発揮整備事業）

ウ 農山漁村振興交付金（都市農村共生・対流及び地域活性化対策（農福連携対策のうち福祉農園等整備事業））

エ 農山漁村振興交付金（農福連携対策のうち農福連携整備事業）

オ 社会福祉施設等施設整備補助金

カ 障害者作業施設設置等助成金

- キ 農福連携による障害者の就農促進プロジェクト
- ケ 農福連携プラス推進モデル事業

3 提案書等の提出方法等

(1) 提出方法

提案書類の提出は、第8に記載する書類提出先への郵送又は宅配便（バイク便を含む。）による提出のほか、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）で電子申請いただけます。なお、電子申請の詳細については、こちら（<https://e.maff.go.jp>）から御確認ください。

郵送の場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。

やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAXによる提出は、受け付けません。

(2) 提出期限

令和6年2月28日（水）17時まで（郵送の場合は同日必着）

※北陸農政局管内：第1回 令和6年2月28日（水）（同上）
第2回 令和6年4月30日（火）（同上）
第3回 令和6年7月1日（月）（同上）

(3) 提出に当たっての留意事項

ア 提案書において事業実施主体として不適格と判断される記載がある場合、提案書類に虚偽の記載又は必須となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりませんので、注意して作成願います。

イ 提出する提案書類は、事業ごとに、提案者1者につき1点に限ります。

ウ 提案書類の提出部数は1部です。（提出いただく提案書類につきましては、コピーの原紙として使用しますので、パンフレット等も含めそのままコピーできるようA4片面クリップ留め、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）による電子申請の場合はA4サイズで印刷可能な設定で御提出ください。）

エ 提案書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書類の返却は行いません。

オ 提出された提案書類については、機密保持に努め、国の審査以外には使用いたしません。ただし、交付候補者の開示意向を確認できた場合は、関係する都道府県及び府省庁へ提案書類等を開示する場合があります。

カ 提出された提案書類については、必要に応じて内容について問合せをいたします。

第4 説明会の開催

公募に係る説明会を以下のとおり開催します。説明会の出席に当たっては、事前に参加申し込みが必要な場合がありますので、担当する各農政局等のホームページを確認願います。

なお、当該説明会への出席については、応募に当たっての必須要件とはしません。

取組地域	日 時	場 所
北海道 [担当：農林水産省本省]	令和6年2月19日（月） 10時00分～11時30分	オンライン開催

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 [担当：東北農政局]	令和6年2月15日（木） 14時30分～15時30分	オンライン開催
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県 [担当：関東農政局]	令和6年2月15日（木） 15時～16時	オンライン開催
新潟県、富山県、石川県、福井県 [担当：北陸農政局]	令和6年2月15日（木） 9時00分～10時00分	オンライン開催
岐阜県、愛知県、三重県 [担当：東海農政局]	令和6年2月15日（木） 15時00分～16時00分	オンライン開催
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 [担当：近畿農政局]	令和6年2月14日（水） 13時30分～14時30分	オンライン開催
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県 [担当：中国四国農政局]	令和6年2月14日（水） 10時00分～11時30分	オンライン開催
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 [担当：九州農政局]	令和6年2月15日（木） 13時30分～14時30分	オンライン開催
沖縄県 [担当：内閣府沖縄総合事務局]	令和6年2月16日（金） 14時50分～15時30分	オンライン開催

第5 提案書の選定等

1 審査方法

事業承認者（提案書の事業を実施する区域が北海道の場合には農林水産省農村振興局長、沖縄県の場合には内閣府沖縄総合事務局長、それ以外の都府県の場合には地方農政局長をいう。以下同じ。）が、外部有識者等から成る選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）を設置し、2に掲げる審査の観点に基づき提案書等の審査を行います。

選定審査委員会においては、提案書等の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリングによる審査を行い、それらの審査結果を基に振興交付金を交付する候補者（以下「交付候補者」という。）の案を決定します。

なお、振興交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額されることがあります。

選定審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、交付候補者の案の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する一切の質問を受け付けませんので御了承願います。

2 審査の観点

今回公募する事業について、次に掲げる基準を満たせる提案となっているかを審査します。

- ア 自立的かつ継続的な取組であって、農福連携の取組の全国展開に資するものと見込まれること。
- イ 障害者等の雇用及び障害者等の就労を確保しつつ、地域農林水産業の維持を図ること。
- ウ 農林水産物生産施設において生産された農林水産物及びその加工品を直売所で販売すること等を通じ、地域コミュニティの維持を図ること。
- エ 農林水産業の有する福祉的機能（癒しを与える機能等）を通じて高齢者の生きがいの創出並びにリハビリ及び介護を図ること等に積極的に取り組むことが確実であること。

なお、提案書に記載された事業が実施要領案別記5の第11に掲げる施策との連携が認められる取組である場合は審査において配慮します。

(1) 審査における個別事項

別表1の事項2の事業のうち交付率及び助成額欄の2の(3)の経営支援（農福連携の取組を通じて経営改善を積極的に進めるために必要となる農業生産施設等の整備）を実施する場合は、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ア 農福連携の取組を取り入れて経営改善を積極的に進めることが確認できるものであること。
- イ 農福連携のモデル的な取組として全国的な模範となりうるものであること。
- ウ 農福連携の取組に当たり地域の福祉団体等関係団体との連携が確実であることが確認できること。
- エ 事業開始年度から目標年度までの各年度について、農林水産業の経営発展のための経営分析を行う事業内容となっており、かつそのための費用が事業費に含まれていること。

(2) 別表1の事項2の事業を実施する場合は、以下の項目の全てを満たしていない場合、選定の対象となりません。

ア 事業効果の妥当性

- (ア) 農福連携に関連する取組と関連したものになっていること
- (イ) 事業効果は、利用計画に基づいた妥当な内容となっていること
- (ウ) 費用対効果(※)が1.0以上あること

〔※ 費用対効果分析の算定は、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号農林水産省農村振興局長通知）を参考にして、適正に算定してください。〕

イ 適正な施設等の管理

事業完了後の施設等の管理が適正に行われる見込みがあること

ウ 事業計画の妥当性

- (ア) 事業要件との整合性が取れた適正な計画であること
- (イ) 施設等の規模が妥当であること
- (ウ) 事業費の積算が適正であること

エ 事業費負担の妥当性

提案者の負担について十分検討されており、かつ適正な資金調達計画及び償還計画が策定されていること

3 選定結果の通知等

事業承認者は、選定審査委員会の審査結果を踏まえ、交付候補者を選定し、交付候補者となった提案者に対してはその旨を、それ以外の提案者に対しては交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

また、その当該通知においては、第6の1の申請に関する条件を付すことがあります。

選定の通知は、交付候補者となったことをお知らせするものであり、振興交付金の交付には、別途、必要な手続を経ていただく必要があります。

交付候補者となった提案者が辞退等した場合、それに伴い、交付候補者とならなかった提案者の中から、交付候補者を選定する場合があります、その際には、該当する提案者に対して事前に連絡します。

※審査結果の公表及び通知は、農福連携支援事業のみを実施する地域と、整備事業（農福連携型）を含めて実施する地域それぞれで行います。

整備事業（農福連携型）を含めて実施する場合は、事業内容について別途詳細な審査が必要となりますので、農福連携支援事業のみを実施する地域と比較して、公表及び通知の時期が1～2ヶ月程度後になる予定です。

第6 事業の実施及び振興交付金の交付に必要な手続等

1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の申請及び承認

交付候補者は、事業承認者から交付候補者となった旨の通知を受けてから1月以内に農山漁村振興推進計画及び事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を事業承認者に申請し、その承認を受けてください。

なお、振興推進計画等の事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、交付候補者へ事前に連絡します。

また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため、以下の資料が必要となりますので、振興推進計画等に添付してください。対象経費の精査の結果、一部の経費が振興交付金の対象経費として認められない場合がありますので御了承願います。

なお、複数年度の事業実施を想定する提案が選定された場合であっても、翌年度以降の振興交付金の交付を保証するものではありません。

（1）賃金及び謝金については、単価の適切な根拠資料

※「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を十分参照の上作成してください。

（2）旅費については、旅費規程など適切な根拠資料

（3）委託料については、積算、複数者からの見積書等の根拠資料等

（4）（1）から（3）までに掲げるもののほか、対象経費を確認する根拠資料

2 振興交付金の支払手続

事業承認者は、振興推進計画等を承認したときは、交付候補者に対して交付金割当通知を送付し、承認された事業に割り当てる振興交付金の額をお知らせします。

交付候補者は、割り当てられた振興交付金の額を踏まえ、速やかに、交付等要綱の第 10 に定める交付申請書を作成し、交付決定者（提案書の事業を実施する区域が北海道の場合には農林水産大臣、沖縄県の場合には内閣府沖縄総合事務局長、それ以外の都府県の場合には地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出してください。

交付決定者は、当該交付申請書を審査した上で適切と認められる場合には、交付候補者に対して交付決定通知を行います。

交付候補者は、交付決定通知の通知日以降に、振興推進計画等に記載された振興交付金の対象となる事業を開始することができます。交付決定通知の通知日より前に発生した経費は、原則として交付の対象になりません。

振興交付金の支払方法は、事業終了後の精算払（後払いかつ実績精算とする。）を原則とします。支払に関する手続は、以下のとおりです。

- （１）交付候補者は、振興交付金の対象となる事業を実施した年度の翌年度の 4 月 10 日又は事業完了の日から起算して 1 月を経過した日のいずれか早い期日までに、交付等要綱の第 21 に定める実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して、交付決定者に提出してください。
- （２）その後、交付決定者は、提出された実績報告書と領収書等の写しを審査の上、交付決定額の範囲内で、実際に使用された交付対象経費について交付する額を確定し、確定通知を送付します。当該確定通知後、振興交付金が支払われます。
- （３）事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますので御注意ください。

第 7 事業実施に当たっての留意事項

1 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、本事業の審査の対象から除外され、又は交付候補者の選定の決定若しくは振興交付金の交付決定が取り消されることがあります。

2 事業の推進

交付候補者は、交付等要綱及び実施要領案（以下「交付等要綱等」という。）の内容を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書、計画変更に伴う各種承認申請書、報告書については、示された提出期限を遵守してください。

3 振興交付金の経理

交付候補者は、交付を受けた振興交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- （１）交付を受けた振興交付金の経理に当たって、補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行してください。
- （２）振興交付金の経理を、他の事業等と区分し、交付候補者の会計部署等において実施してください。なお、特殊な事情により、当該交付候補者の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、当該交付候補者が経

理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めてください。

- (3) 金融機関等から借入を行う場合には、事業計画の応募申請に併せて、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが確認できる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）を提出するとともに、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について、事業承認者に報告してください。

なお、交付候補者が、本事業に要する経費のうち自己負担分の確保ができず、交付事業の遂行ができないことが明らかとなった場合、交付決定者は、補助金適正化法第 10 条による交付決定の取消しを行うことがあります。

また、交付決定者は、交付候補者の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあります。

4 施設等の管理

交付候補者は、本事業により整備した施設等（当該事業において整備する施設及び当該施設に附帯する設備をいう。以下同じ。）を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕・改築し、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営する必要があります。取得財産の管理、処分等に関しては、次の制限があります。

- (1) 取得財産については、交付規則に基づき処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、本事業の終了後であっても善良なる管理者の注意をもって管理し、振興交付金の交付目的に従って効果的運用を図る必要があります（原則、他用途での使用等はできない。）。
- (2) 取得財産の処分制限期間においては、取得財産のうち 1 件当たりの取得価額が 50 万円以上のものについて、振興交付金の交付目的と異なる使用、譲渡、交換及び貸付け等を行う場合には、事前に、交付決定者の承認を受ける必要があります。

なお、交付決定者が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた振興交付金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

5 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた振興交付金の使用結果については、本事業終了後、交付等要綱等に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省は、あらかじめ交付候補者にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

交付候補者は、本事業により得られた成果について、広く普及啓発に努めてください。また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じて発表していただくことがあります。

なお、交付候補者が新聞、図書、雑誌論文等において事業成果を発表する際には、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等を農林水産省に提出してください。

6 事業成果等の評価に係る協力

提案が採択された場合には、振興交付金の提案者に対し、事業評価年度以降も事

業実施に伴う事業効果の把握のための調査について協力をお願いすることがあります。調査には必ず協力してください。また、調査内容によっては、関係する団体やその構成員に御協力をいただくこともありますので、あらかじめ周知していただくようお願いします。

なお、事業実施後の評価及び事業の遂行状況の報告等については、交付等要綱第7及び実施要領案別記5第9に定めているほか、令和5年度事業の評価について定めた「農山漁村振興交付金（都市農村交流等）に関する事業評価の運用について」の制定について（令和5年4月1日付け4農振第3553号農村計画課長・都市農村交流課長通知）が同様に令和6年度事業に適用されることが想定されるため、事業実施中及び実施後の手続の参考としてください。

7 交付事業における利益等排除

交付事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、交付対象事業の実績額の中に交付候補者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、振興交付金の交付目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

（1）利益等排除の対象となる調達先

交付候補者が以下のアからウまでの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

ア 交付候補者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 交付候補者の関係会社（交付候補者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに交付候補者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。）

（2）利益等排除の方法

ア 交付候補者の自社調達の場合

原価をもって交付対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって交付対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

ウ 交付候補者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって交付対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

8 収益状況の報告及び納付

交付候補者は当該事業により収益が生じた場合には、交付等要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときには、交付を受けた振興交付金の額を限度として、当該振興交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

9 振興交付金の返還について

振興交付金の交付決定以前に本事業に着手するなど、補助金適正化法に違反して振興交付金を使用した場合は、振興交付金の交付決定が取り消され、受け取った交付金の全部又は一部について返還を求めることがあります。

10 罰則について

不正な手段により振興交付金の交付を受けるなどをした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられることがありますので御注意願います。

本事業の実施に当たり、調査等を行う場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

第8 問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に御連絡いただきますようお願いいたします。

なお、担当者の出勤状況により、お問合せに即時に対応できない場合がありますのであらかじめ御了承ください。

(問合せ時間：10:00～12:00 及び 13:00～17:00 ※平日のみ)

取組地域	問合せ先及び提案書等の提出先
北海道	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL：03-3502-8111（内線5448）
青森県、岩手県、宮城県、秋田県 山形県、福島県	農林水産省東北農政局農村振興部都市農村交流課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL：022-263-1111（内線4118、4199）
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県 千葉県、東京都、神奈川県、山梨 県、長野県、静岡県	農林水産省関東農政局農村振興部都市農村交流課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL：048-600-0600（内線3412）
新潟県、富山県、石川県、福井県	農林水産省北陸農政局農村振興部都市農村交流課 〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 TEL：076-263-2161（内線3487、3485）
岐阜県、愛知県、三重県	農林水産省東海農政局農村振興部都市農村交流課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL：052-201-7271（内線2527、2571）
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県	農林水産省近畿農政局農村振興部都市農村交流課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 TEL：075-451-9161（内線2595、2591）

鳥取県、島根県、岡山県、広島県 山口県、徳島県、香川県、愛媛県 高知県	農林水産省中国四国農政局農村振興部都市農村交流課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 TEL：086-224-4511（内線2514、2563）
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県 大分県、宮崎県、鹿児島県	農林水産省九州農政局農村振興部都市農村交流課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 TEL：096-211-9111（内線4624、4623、4627）
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL：098-866-0031（内線83326、83336）

別表 1 (第 2 関係)

事業名	事業内容	事業実施主体	選定要件	交付率及び助成額	事業実施期間
農 福 連 携 支 援 事 業	農福連携に取り組む農林水産物生産施設等の管理者及び当該施設に従事する障害者等による以下の取組 ア 専門家の指導により農林水産物の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等を習得するための研修、視察、ユニバーサル農園の開設、運営、移動式トイレの導入等 イ 分業体制の構築並びに作業手順の図化及びマニュアル作成	農林水産業を営む法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、地域協議会、農業協同組合等の農林漁業者の組織する団体、民間企業	事項 1 及び 2 の事業を行う場合にあっては、1 から 7 までの要件を全て満たすこと。 1 農林水産物等の生産、地域内での販売等、地域コミュニティへの貢献及び地域交流に係る取組並びに障害者等の作業の内容に係る通年計画を策定すること。 2 事業実施主体が農福連携の取組により障害者等を受け入れる農業生産施設等の存する土地が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項に規定する市街化区域内にある場合にあっては、次に掲げるいずれかの土地を利用していること。 （1）生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項に規定する生産緑地地区内の農地 （2）都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき定められた基本方針、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき定められ	1 交付率は、定額とする。 2 各年度の助成額の上限は、一事業実施主体当たり 150 万円とする。ただし、事項 2 に掲げる事業の整備メニューのうち経営支援と併せて実施する場合にあっては、各年度の助成額の上限は、一事業実施主体当たり 300 万円とする。 3 分業体制の構築及び作業マニュアル作成を行う場合にあっては、40 万円を助成の上限として、事業開始年度の助成額に加算できるものとする。 4 1 から 3 までにかかわらず、目標年度（事業開始年度から起算して 3 年目の年度）に要する経費については助成しない。	最大 2 年間

整備事業 (農福連携型)	障害者等の雇用又は就労を目的とする農林水産物生産施設（簡易な基盤の整備を含む。）、農林水産物の加工販売施設若しくは高齢者の生きがいの創出及びリハビリを目的とした農林水産物生産施設又はそれらの附帯施設（休憩所、農機具収納庫、駐車場、給排水施設、衛生設備、安全設備等）の整備		た基本計画等において、保全の方針が示されている農地 (3) 農地以外の土地であって、都市計画法等により農福連携の取組を行う農業生産施設等としての利用が認められている土地 3 目標年度までに、事業実施主体が整備した農林水産物生産施設等で作業に従事する障害者又は生活困窮者の人数が5名以上増加すること。ただし、生活困窮者を含む場合その過半数は障害者であるものとする。 また、事項1の事業において、事業内容がユニバーサル農園の開設及び運営のみである場合は、前段及び4において「農林水産物生産施設等で作業に従事する」を「ユニバーサル農園で農作業を体験する」と読み替える。 4 事業実施主体が整備した農林水産物生産施設等で作業に従事する者が障害者ではなく高齢者である場合にあつては、目標年度までに、当該施設を利用する高齢者の数が5名	1 交付率は、2分の1以内とする。 2 一事業実施主体当たりの助成額の上限は、整備メニューごとに次のとおりとする。 (1) 簡易整備（比較的安価な設備投資による農業生産施設及び附帯施設の整備）については、200万円とする。 (2) 高度経営（収益性の高い複合的な経営形態の導入又は農林水産物の生産、加工、販売等を併せて行う農林水産物生産施設等の整備）については、1,000万円とする。 (3) 経営支援（農福連携の取組を通じて経営改善を積極的に進めるために必要とな	
-------------------------	--	--	--	---	--

			以上増加すること。 5 原則として、事項1の事業と事項2の事業は、併せて実施すること。 6 事項2の事業における農林水産物生産施設等及び農林水産物加工・販売施設の整備への助成については、障害者等が当該施設における作業行程に携わる部分に限る。 7 実施要領別記5の第5に掲げる基準に適合すること。 ※ 上記1の「地域内」とは、農福連携の取組を行う農林水産物生産施設等が所在する市区町村の区域内をいう。	る農業生産施設等の整備)については、2,500万円とする。ただし、第5の2の(2)に掲げるアからエまでの条件を満たす場合に限る。 (4) 介護・機能維持(高齢者の介護、機能維持、機能改善等の介護福祉を目的とした農林水産物生産施設及び附帯施設の整備)については、400万円とする。 3 1及び2にかかわらず、目標年度(事業開始年度から起算して3年目の年度)に要する経費については助成しない。	
--	--	--	--	---	--

別表 2（第 3 の 1 関係）
目標及び指標の例

事業名及び事業内容	目標	指標（単位）
1. 農福連携支援事業	障害者等の雇用・就労の拡大、賃金の向上、販売金額の増加等	障害者等雇用者数（人） 障害者等就労者数（人） 雇用に至る障害者等の人数（人） 就労に至る障害者等の人数（人） 障害者等雇用日数（日/年） 障害者等就労日数（日/年） 作業請負面積（ha） 作業請負時間（時間/年） 一人当たりの平均工賃（円/年） 販売金額（円） 交流人口（人）
2. 整備事業（農福連携型） （1）農福連携の取組を行う農林水産物生産施設及びその附帯施設	障害者等の雇用・就労の拡大、賃金の向上、販売金額の増加等	障害者等雇用者数（人） 障害者等就労者数（人） 雇用に至る障害者等の人数（人） 就労に至る障害者等の人数（人） 障害者等雇用日数（日/年） 障害者等就労日数（日/年） 作業請負面積（ha） 作業請負時間（時間/年） 一人当たりの平均工賃（円/年） 販売金額（円） 交流人口（人）
（2）農福連携の取組を行う農林水産物生産施設で生産されたものの加工・販売施設（6次産業化）	上記と同じ	農林水産物加工割合（％）

別表 3（第 3 の 1 関係）

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策（農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）の対象経費

別表 1 の事項 1 の農福連携支援事業の対象経費は、次のとおりとする。

区 分	内 容
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等（飲食、喫煙、手土産、接待等、事業の遂行に直接関係のない経費は助成の対象外）
5 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料（原則として年度毎の事業費の 5 割までとする。ただし、「入札・契約手続等の一層の改善について」（平成 21 年 3 月 18 日付け 20 経第 2075 号農林水産省大臣官房経理課長通知）別紙の 4 の（2）のアに定める適用除外業務についてはこれを準用する。このとき、「委託先」は「事業実施主体」と、「再委託先」は「委託先」と「契約担当官等」は「事業承認者」と読み替えるものとする。
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料（リース方式により移動式トイレを導入する場合は、実施要領案別記 5 の第 5 の 4 による。）
8 備品購入費	事業の遂行に最低限必要な事業用機械器具等の購入費（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数（以下単に「耐用年数」という。）が 3 年以下のものに限る。）
9 報酬	委員手当、技術員手当（給料及び職員手当（ただし、退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等（耕作に供する等の経常的なものを除く。）
12 資材等購入費	事業の遂行に最低限必要な資材購入費、調査試験用資材費等（耐用年数が 3 年以下のものに限る。）
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）（農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）のうち農福連携支援事業及び農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型））

区分	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
必須事項	1	採択要件の確認	有無で判断	①公募要領第3の2の（3）に掲げる事業の取組と重複していないこと。
				②公募要領別表1の選定要件の3または4の要件を満たしていること。
				③農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）にあつては、公募要領第5の2の（2）の要件を満たしていること。
				【経営支援の場合】 公募要領第5の2の（1）の要件を全て満たしていること。

区分	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A：5点 B：4点 C：3点 D：1点 E：0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A：10点 B：8点 C：6点 D：2点 E：0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A：10点 B：8点 C：6点 D：2点 E：0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A：5点 B：4点 C：3点 D：1点 E：0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
	個別事項	1	障害者等が農林水産分野に関わるための取組の具体性 【10点】	10点	A：10点 B：8点 C：6点 D：2点 E：0点
2		地域農林水産業や農山漁村地域に果たす役割の具体性 【10点】	10点	A：10点 B：8点 C：6点 D：2点 E：0点	・障害者、生活困窮者が地域の農林水産業の労働力として活躍できる取組となっているか。もしくは、高齢者が生きがいをもって、地域と繋がって活躍できる取組となっているか。 ・農林水産物の販売等を通じて地域と関わるなど、地域の活性化に繋がる取組となっているか。
小計		20点			
小計		50点			

■：事務局確認箇所 ■：選定審査委員会確認箇所

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る。

※2 必須事項の採択要件を満たさない項目が1つでもある場合は不合格となる。

※3 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

区分	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
施策との 関連等	1	「デジ活」中山間地域との関連 【1点】	1点	・デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている中山間地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において実施される取組であること。
	2	みどりの食料システム法に基づく計画との関連 【1点】	1点	以下の計画等のいずれかに位置付けられているか。 ・「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号）第19条1項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する計画もしくは、第21条第1項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画が承認されている。 ・同法第39条第1項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画が認定されている。 ・同法第16条第1項に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域となっている。
	3	国土強靱化計画に基づく計画との関連	1点	・「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）第13条に基づく国土強靱化地域計画において地域コミュニティの維持・活性化に繋がる取組が策定されている。
	交付決定の取消しの原因となる行為の有無		△10点	過去3年間に交付決定取消しの原因となる行為があった場合は減点する。
合計				